

議案第37号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	行財政構造改革方針に基づく取り組みとして、三田市民病院事業管理者の給料月額及び管理職員の給与の削減、日当の支給停止を行うに当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p><b>【改正条例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）</li> <li>・ 職員等の旅費に関する条例（昭和56年三田市条例第14号）</li> <li>・ 三田市民病院事業管理者の給与に関する条例（平成21年三田市条例第24号）</li> </ul> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 給与の削減</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 平成29年度から平成31年度までの3年間、職員の給料月額を部長級（7級）5%、課長級（6級）4%削減する。</li> <li>② 平成29年度から平成31年度までの3年間、病院事業管理者の給料月額を5%削減する。</li> <li>③ 平成29年度から平成31年度までの3年間、管理職手当を5%削減する。</li> </ol> <p>(2) 旅費日当の凍結</p> <p>平成29年度から平成31年度までの3年間、日当の支給を停止する。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>平成29年4月1日</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>①による削減対象者については、55歳を超える職員に対する給料月額等の減額措置（一般職の職員の給与に関する条例付則第26号）の適用を平成29年3月末日で終了する。</p>